

2025年4月10日  
トヨタモビリティ東京株式会社

## 公正取引委員会からの「警告」について

トヨタモビリティ東京株式会社（本社：東京都港区・社長 佐藤 康彦）は、2023年6月から2024年11月までの間、当社が販売しております一部の車両の販売に併せて、新車の購入をご希望するお客様に対して、ボディコーティングの購入、メンテナンスパックの購入、割賦販売契約に関するクレジット契約の締結、お客様が保有している自動車の下取り（以下「ボディコーティング等」といいます）をさせていた疑いがあるとして、公正取引委員会による任意の調査を受け、全面的に協力してまいりました。

本日、上記行為が、抱き合わせ販売等（不公正な取引方法第10項）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるとして、今後は同様の行為を行わないよう公正取引委員会から警告を受けました。

今回警告の対象となりました、アルファード、ヴェルファイア、ランドクルーザーは人気車種であり、各店舗において当該車両の発売を心待ちにしているお客様にいち早くお届けできるよう努力している中で、一部の営業活動において、ボディコーティング等をお客様に強くおすすめするなど抱き合わせ販売等に該当するおそれのある行為が認められました。

なお、当社は、昨年11月以降、当社従業員に対して、抱き合わせ販売等に該当する行為を行わないように繰り返し指示しており、それ以降、抱き合わせ販売等に該当するおそれのある上記行為は認められていません。

対象のお客様には、順次販売店舗からご連絡し、ご契約内容等を確認させていただいたうえで、適切に対応をさせていただきます。

当社では、本日の警告を真摯に受け止め、独占禁止法をはじめとする法令遵守を周知・徹底するとともに、お客様本位の営業活動に関する教育を強化し、今後もお客様に有益なご提案ができるよう、丁寧な商談を心がけてまいります。

あらためまして、お客様やお取引先をはじめ関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上

<当件に関するお問い合わせ先>

■お客様

お客様相談テレフォン 0120-127-126 (9:00~17:00、火曜休業)

■報道機関

総務部総務企画室広報グループ 03-5439-2430 (9:00~17:45、火曜休業)